

標 題 : 「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」(日本版DBS法)成立に関する書記長談話について

発信番号 : 自治労情報2024第0119号
発信日付 : 2024年6月21日
宛先(団体) :
宛先 : 各県本部委員長様
送信者(団体) : 全日本自治団体労働組合
送信者 : 中央執行委員長 石上 千博

連日のご健闘に敬意を表します。

さて、6月19日、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」(日本版DBS法)が成立しました。

これに対する書記長談話を発出いたします。

この件に関する問い合わせは、本部総合政治政策局(電話03-3263-0261, 03-3263-0274) : 門崎社会福祉局長、氷室政策局長までお願いします。

添付ファイル :

「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」(日本版DBS法)成立に関する書記長談話 (3). docx